

令和 4 年

西条市議会第 2 回 3 月定例会提出議案書

(その 3)

西 条 市

目 次

議案第 37 号 職員懲戒審査委員会委員の任命について 1

議案第 37 号

職員懲戒審査委員会委員の任命について

職員懲戒審査委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 24 日提出

西条市長 玉井敏久

1 住所
西条市天神

2 氏名
高 橋 雄 次

提案理由

本市職員の委員が令和4年3月31日をもって定年退職となることから、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

地方自治法施行規程

（職員懲戒審査委員会）

第16条 市町村及び特別区に職員懲戒審査委員会を置く。

2 市又は特別区の懲戒審査委員会は、委員5人をもって組織する。

3 委員は、市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

4～7 （略）

西条市職員懲戒審査委員会に関する規則（平成16年西条市規則第23号）

（任期）

第7条 委員の任期は、3年とする。ただし、第3条第4項の規定により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 （略）